

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国の高校生のうち約3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。新潟県でも約2割の高校生が私立高校で学んでいる。

令和2年度の高等学校等就学支援金制度拡充により、年収590万円未満の世帯に上限396,000円の支援金が支給され、新潟県ではこの世帯の授業料無償化がほとんどの私立高校で実現した。しかし、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、授業料が無償となる年収590万円未満の世帯でも年額約14万円から23万円の学費負担となっている。

また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円のため、学費負担が年額約48万円とさらに重くなる。この世帯では、公立高校が5,650円の入学金のみの負担にとどまるため、学費の格差が広がっている。

私立高校の教育条件の維持・向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められる。教員の長時間勤務が社会問題化する中、その根本に教員不足がある。とりわけ県内私立高校においては、公立との比較において専任教員が不足している状況である。全教員に占める専任教員の割合は、令和4年度で公立が約74%を占めるのに対して、私立は約60%となっており、専任教員の少なさがこの数字からも明らかである。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要がある。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

政府及び国会におかれては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし、一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から910万円未満の世帯を授業料無償にすること。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

総務大臣 鈴木 淳司 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿
文部科学大臣 盛山 正仁 殿
衆議院議長 細田 博之 殿
参議院議長 尾辻 秀久 殿